

## 高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活支援拠点を他領域にまたがる複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」のさらなる機能充実のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所の施設（以下「短期入所を提供する施設」という。）を新たに開設する事業所及び短期入所を提供する施設の増設を行う事業所に対し、予算の範囲内において開設等に要する経費の一部を補助することについて、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請については、同一の年度において1回限りとする。

### (補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、申請者が暴力団等（暴力団（高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付の決定をするものとする。

### (補助事業の中止・廃止)

第5条 補助事業者が補助事業の遂行が困難となり補助事業を中止又は廃止しようとするときは、高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業（中止・廃止）申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書に対し申出事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を高砂

市地域生活支援拠点等施設整備事業（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金変更申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第4条第1項の規定に準じて決定を行い、その旨を高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金変更通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業の完了後、速やかに高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、内容を審査し交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。

2 補助事業者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4）暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （5）その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、高砂市地域生活支援拠点等施設整備事業補助金返還通知書（様式第 11 号）により、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 9 条の額の確定を行った場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、前項の通知書により、その返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付)

第 12 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	短期入所施設の新規開設及び増設を促進し、地域における障がい者（児）の緊急時の受け入れ先の拡充を図るため	
補助金の範囲	対象となる者	<p>次の全てに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人格を有する者</li> <li>2 新たに定員3人以上の短期入所施設を開設する者又は既存の短期入所施設において定員3人以上の増設を行う者</li> <li>3 法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業所の指定を兵庫県知事から受けた者又は当該指定を受ける見込みがある者</li> <li>4 当該施設整備において他の補助金等の交付を受けていない者</li> <li>5 緊急時の受け入れ対応体制の確保ができる者</li> <li>6 当該施設整備において過去3年間に本事業の交付決定を受けていない者</li> <li>7 高砂市地域生活支援拠点事業実施要綱に定める高砂市地域生活支援拠点等登録事業者又は当該登録の見込みがある者のうち、同要綱第8条における短期入所の受入区分が次のいずれかである者             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 身体障害</li> <li>イ 知的障害</li> <li>ウ 精神障害</li> <li>エ 障害児</li> <li>オ 強度行動障害</li> <li>カ 医療的ケア児</li> </ol> </li> </ol>	
	対象となる事業及び経費	<p>【対象となる経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物の新築及び既存の物件の購入に要する経費</li> <li>2 既存の建物の改修に要する経費</li> <li>3 消防設備の整備に要する経費</li> <li>4 緊急通報装置の設置に要する経費</li> <li>5 共用部分の電気設備の整備に要する経費</li> <li>6 既存の建物を賃貸する場合にあっては、敷金、礼金、その他当該賃貸に係る契約締結当初に要する経費</li> </ol>	<p>【対象外となる経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の買収又は整地に要する費用</li> <li>2 契約締結当初に要する経費のうち、賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金される保証金的性格の預け金</li> </ol>

補助率及び額	補助率	対象経費の1 / 2
	補助金の額	1施設につき上限5,000千円 ※千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。